役員報酬等規程

社会福祉法人ウルカ福祉会

（趣旨）

第１条 この規程は社会福祉法人ウルカ福祉会（以下、「当法人」という。）の定款第八条及び定款第二一条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定款等）

第２条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義が当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、定款第一五条に基づき置かれる理事及び監事をいう。

(2) 常勤役員とは、当法人を主たる勤務場所とする役員をいう。

(3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。

(4) 評議員とは、定款第五条に基づき置かれる者をいう。

(5) 報酬等とは、報酬、賞与、諸手当をいう。 費用とは明確に区分されるものとする。

(6) 費用とは、職務の遂行に伴う旅費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬の支給）

第３条 当法人は、役員及び評議員に報酬等を支給することができる。

2 業務執行理事には報酬等を支給する。

3 非常勤役員の報酬については、理事会及び評議員会の出席等、その都度支給することができる。

4 評議員の報酬については、定款第八条に定める金額の範囲内で、評議員会の出席等、その都度支給することができる。

5 監事監査の報酬については、監査を行った監事に支給することができる。

（報酬の額）

第４条 役員及び評議員の報酬等の額は、次のとおりとする。

(1) 業務執行理事

ア 報酬は、別表第 1「業務執行理事の報酬の上限額」のとおりとし、評議員会において定めるものとする。

イ 賞与は、別表第 2「業務執行理事の賞与の上限額」のとおりとし、評議員会において定めるものとする。

ウ 実施に応じて通勤手当を支給することができる。支給額については、職員の給与・退職金規程の例による。

エ 退職金については、別表第 3 に定める額

オ 理事会、評議員会及び選任解任委員会への出席等については、出席報酬として、別表第 4「理事会・評議員会への出席報酬」のとおりとし、評議員会で定めるも

のとする。

(2) 非常勤役員の報酬は、別表第 4「理事会・評議員会への出席報酬」のとおりとし、評議員会で定めるものとする。

(3) 評議員の報酬は、別表第 5「評議員の報酬」のとおりとし、定款に定める上限額の範囲で支給する。

(報酬等の支給方法)

第５条 評議員及び役員の報酬等の支給については、法令に基づいて報酬から控除すべき税金等を控除し、その残額を本人に支給する。

2 その支給方法は、常勤役員については、毎月定められた日に本人の指定する本人名義の金融機関口座へ振り込むものとし、非常勤役員及び評議員については、支給要件の発生の都度、通貨をもって本人へ直接支給する。

(費用)

第６条 役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用について支払うものとする。

(慶弔見舞金)

第７条 役員に対する慶弔見舞金は別表第 6 の通りとする。

(公表)

第８条 この規程をもって、社会福祉法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 21 号による改正後の社会福祉法）第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第９条 この規程の改廃は、理事会の決議後、評議員会の承認を経て行う。

(委任)

第１０条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別途定めるものとする。

附則

この規程は令和５年４月１日から施行する。

別表第１

理事長・業務執行理事の報酬の上限額	月額 83 万円

別表第２

理事長・業務執行理事の賞与の上限額	一人につき年　50 万円

別表第３（理事長及び業務執行理事の退職金）

退任の日におけるその者の報酬月額×係数①×係数②	
就任期間	係数①
１年以上１０年以下の期間の部分について	１年につき１００分の９０
１１年以上２０年以下の期間の部分について	１年につき１００分の９９
２１年以上の部分について	１年につき１００分の１０８
就任期間	係数②
１年以上５年以下の者	１年につき１００分の６０
６年以上１０年以下の者	１年につき１００分の７５
１１年以上１９年以下の者	１年につき１００分の８０

別表第４

役員による理事会・評議員会への出席報酬	理事会及び評議員会の出席等の都度 （監事による監査を除く。） 一人一日　3,000 円
監事による監査	一人一律 10,000 円

別表第５

評議員の報酬	評議員会出席等の都度 一人一日 3,000 円

別表第６

慶弔見舞金	結婚　役員本人　・・・　10,000円 見舞い　役員本人　・・・　10,000円 但し、入院１週間以上の場合に支給する。 悔み　役員本人、配偶者、両親、子供 ・・・　各10,000円